鳥羽市議会行政常任委員会会議録

令和4年3月11日

〇出席委員(13名)

委	員	長	浜	П	_	利	副委員	長	瀬	﨑	伸	_
委		員	南	JII	則	之	委	員	濱	П	正	久
委		員	片	岡	直	博	委	員	奥	村		敦
委		員	河	村		孝	委	員	Щ	本	哲	也
委		員	中t	世古		泉	委	員	戸	上		健
委		員	坂	倉	広	子	委	員	坂	倉	紀	男
委		員	世	古	安	秀						

〇欠席委員(なし)

〇出席説明者

- 中村総務課長、寺本副参事、山本課長補佐
- · 小竹教育長、山本教委総務課長、山下学校教育課長、武中課長補佐 岡本生涯学習課長、中村課長補佐、杉本係長、
- ・中井健康福祉課長、辻川課長補佐、北村副参事、大矢係長
- ・上村環境課長、山口課長補佐
- ・家田消防長、勢力消防次長、金子消防総務室長、山下係長
- ・勢力市民課長、片岡課長補佐、松川係長
- ・奥村農水商工課長、舟橋課長補佐、榊原係長
- ・濱口企画財政課長、斎藤副参事、田畑課長補佐、永野副室長

〇職務のために出席した事務局職員

議事総務係 岡村 なぎさ

〇浜ロー利委員長 皆さん、おはようございます。

行政常任委員会再開前ですが、本日は平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から11年が経過いたしました。これより犠牲者を悼み、黙禱をささげますので、皆さんご協力いただきますようお願いをいたします。

皆様、お立ちください。

それでは、黙禱お願いします。

(黙 禱)

〇浜ロー利委員長 皆様、ご協力ありがとうございました。

お座りください。ありがとうございました。

それでは、ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第53号、鳥羽市犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第54号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第55号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第56号、鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第57号、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第58号、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について、議案第59号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、議案第60号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第61号、指定管理者の指定について(答志コミュニティセンター)、議案第62号、指定管理者の指定について(答志和具コミュニティセンター)、議案第63号、指定管理者の指定について(答志コミュニティアリーナ)、議案第65号、定住自立圏形成協定の変更についての議案13件であります。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第53号、鳥羽市犯罪被害者等支援条例の制定について、担当課の説明を求めます。 寺本副参事。

○寺本副参事 おはようございます。

総務課防災危機管理担当、副参事、寺本です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年3月1日提出議案の1ページから4ページをお願いいたします。

議案第53号、鳥羽市犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らせることができる地域社会を実現するため、犯罪被害者等支援の基本理念及び支援の基本となる事項を定めたく、本条例を提案させていただくものです。

議案書の2ページをお願いいたします。

第1条は、本条例の目的として、犯罪被害者等に対する支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業

者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることを規定しております。

また、第3条は、基本理念として、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳に ふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければな らないことなどを規定しております。

第4条は、市の責務として、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援のための施策を 実施することなどを規定しております。

第5条は、市民等及び事業者の責務として、犯罪被害者等支援の重要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮することなどを規定しております。

第7条以降は、主に犯罪被害者等への支援金の給付や、日常生活への支援について定めておりますが、内容 について別途資料に基づき説明をさせていただきます。

提出させていただきました資料、鳥羽市犯罪被害者等支援制度の概要をご覧ください。

上段の左、対象となる犯罪です。日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた生命または身体を害する故意の犯罪です。

上段右側、故意による犯罪被害として、殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ等の故意により人を 死傷させる犯罪が対象となります。なお、過失による犯罪は対象外となります。

その下の支援金・給付金の給付対象者のところをご覧ください。

対象者は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、鳥羽市内に住所を有していた犯罪被害者ご本人とご遺族となります。犯罪被害者と加害者との間に親族関係があるときなど、給付対象外となる場合もございます。

その下の支援金と助成金の種類というところの、犯罪被害者等支援金の表をご覧ください。

左から、種類、給付額、給付対象者、要件を記載しております。

遺族支援金は、給付額30万円で、亡くなった被害者遺族が給付対象者となります。給付要件は、被害者が 死亡した場合です。

重傷病支援金は、給付額10万円で、重傷病を負った被害者本人が給付対象者となります。給付要件は、療養期間1か月以上かつ通算3日以上入院した場合となります。

精神療養支援金は、給付額2万5,000円で、精神疾患を負った被害者本人が給付対象者となります。給付要件は、療養期間3か月以上、通算3日以上労務などに服することができない場合です。

次の表、日常生活支援等助成金の一覧表をご覧ください。

左から、種類、給付額、給付要件を記載しております。

家事援助助成金は、1時間あたり3,000円まで、30時間を上限としております。要件は、調理、洗濯及び清掃、生活必需品の買い出し、通院などの介助などが要件となります。

一時保育助成金は、1日あたり3,000円まで、5日間を上限としております。要件は、子育て短期支援 事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業です。

次に、転居助成金です。上限は20万円となります。要件は、家具等の搬送に要する費用、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料その他の費用となります。

最後に、家賃助成金です。家賃月額2分の1で3万円まで、6か月間を上限としております。 以上が犯罪被害者等支援制度の概要となります。

なお、支援金の給付等につきましては、条例と併せて給付の手続等を定めた規則を制定し、運用してまいります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○浜ロー利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第53号について、ご質疑はございませんか。 坂倉委員。

〇坂倉広子委員 おはようございます。

この犯罪被害者支援条例について取り組んでいただいたことに、本当に大切なことであると思いますので、 ありがとうございます。今回、2013年に三重県においても朝日町で中学生の子供さんが殺害されたという 大きな問題があったと思います。そして、三重県下でそのことも大変問題になりまして、このことが非常に犯 罪被害に巻き込まれるということがいつ突然、平穏な生活をしていたときに、このような事件に巻き込まれる、 いつ誰か起きるか分からないということだと思います。

そして、三重県内でこの条例の制定というのをどういうふうにつくられているのかという状況をちょっとお 伺いしたいと思います。

- 〇浜口一利委員長 寺本副参事。
- ○寺本副参事 お答えします。

2月、先月上旬の時点となりますが、県内14市のうち9市が既に条例の制定のほうを行っております。本 市を含む4市につきましては、令和4年4月の施行を目指して取り組んでいるところというふうに認識してお ります。

以上です。

- 〇浜口一利委員長 坂倉委員。
- **〇坂倉広子委員** ありがとうございます。

14市のうち9市が取り組んでいるということですので、本当に半分以上は取り組んでいることということですので、本当にどうぞよろしくお願いいたします。

そして、この概要をいただきましたですが、この中で支援金の額が、支援の内容なんですけれども、他市と 比べてどのような差があるのか教えてください。

- 〇浜口一利委員長 寺本副参事。
- **〇寺本副参事** 支援金の内容といたしましては、県内の市町の中には支援金を出さないというようなところも一部ございますが、ほぼその他大多数が、ほぼ今回ご提示しました本市の条例案と同様の内容となっております。 以上です。
- ○浜ロー利委員長 続けてどうぞ。
- **〇坂倉広子委員** ありがとうございます。

他市とほぼ同じということで支援していただくんだけれども、市によっては支援するところもないというこ

とでありましたが、この中で犯罪者支援について、いつどこで自分もそのような被害に遭うか分からないという不安の市民の方の立場としては、先ほども言ったように非常に大切な支援のところですので、市の窓口というのをどのように制定されていくのか、教えていただきたいと思います。

〇浜口一利委員長 寺本副参事。

○寺本副参事 お答えします。

犯罪者等支援についての窓口は、総務課の防災危機管理室が総合窓口となります。 以上です。

〇坂倉広子委員 ありがとうございます。

すみません、総務課のほうの危機管理室ということが窓口となると思うんですが、これはDVとか、例えば ストーカー、交通事故という被害になるということになると、突然職を失ってしまったり、転職しなくちゃい けない、その中で家計を、経済の困窮に陥るということが心配されております。住んでいたところのやっぱり ここにはもう住んでいられないなと、他市、いわゆる県内から出ていきたいという、そういう中の概要も説明 がありましたけれども、そのいわゆる被害に遭われたことに関して、相談に行かなくちゃいけないというとこ ろが、窓口はとても大事だと思うんです。この総合窓口を全国的に調査したところ、知らないという方が多い というのが事実ということが80.7%おいでる、そこに支援があるということ、自分のところの市町に支援 があるということが分からない、そして、自分が被害に遭ったときに、一から説明をしなくちゃいけない、例 えば、この犯罪被害者のことが警察との関連になると思いますので、また自分が一からそういう被害に遭いま したと、そして家族の者が大変苦しんでいる中に、こんなことがあって、こういう状況ですというのを、また ゼロから話をしなくちゃいけないということになったときにですね、また一から聞いてスタートということ、 それはやっぱり被害に遭った方の立場に立ったときに、とてもそれが心配な事項となりますので、まず、本当 に周知の仕方なんですけれども、DV、虐待、全部関連してくると思うんですね。ですので、危機管理室の方 から担当になるということですので、そのことも本当に考慮していただきまして、関係機関、庁内、市の中の 関係機関と、そして警察とか、本当にしっかり連携をしていただきたいということが、私のほうの要望であり ますので、どうぞよろしくお願いいたします。ご答弁いただけますでしょうか。

〇浜口一利委員長 寺本副参事。

○寺本副参事 この犯罪被害者等支援条例につきましては、しっかりと市民の方々含め周知してまいりたいと思います。また、公益社団法人、三重犯罪被害者総合福祉支援センターというものもあります。あと、警察ですとか関係機関がございます。そういったところと連携を取って、該当者がここに相談に来られたときは、配慮しながら対応してまいりたいと思いますし、犯罪被害者等の支援施策というのも去年取りまとめておりまして、庁内の各課の支援というのも把握をしております。そういったところに適切につなげるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

濱口委員。

〇濱口正久委員 余計な質問になってしまうんですけれども、私も同じことがすごく気になっていまして、こう

犯罪に遭われた方というのは非常にデリケートな問題ですので、申請に当たっていろんな相談窓口を総務課のほうで設置されるとありましたけれども、それも特別な担当を置くのか、新たに人員を増やすのか、それとも今までの者で対応するのか、その辺はどんな感じなんでしょうか。

- 〇浜口一利委員長 寺本副参事。
- ○寺本副参事 今のところは現体制で対応を考えております。
- 〇浜口一利委員長 濱口委員。
- ○濱口正久委員 先ほど、各課のところは一括して取りまとめてしていただけるというふうなことがあったと思うんですけれども、その前に、そちらのほうに申請来る前というのは、大体先ほど言ったセンターとか、警察の方と連携を取りながらという、確認になりますけれども、そこからつないでいただいて申請を出していただくような形だと思うんです。

もう一つなんですけれども、鳥羽市内に住所を、その行為が行われたときにありますけれども、それが転居された場合、多分恐らくそこの方に関しては、どこからどういうふうにそういう被害に遭われた警察か、もしくはセンターかだと思うんですけれども、アウトリーチはもうそちらからかけていただくような格好なんでしょうか、こういうふうな申請というか、当然もうそこにもこういうようなことがありますよということは共有されているのか、その辺確認をお願いします。

- 〇浜口一利委員長 寺本副参事。
- ○寺本副参事 まず、この条例の中では、犯罪が起こった時点で該当するかどうかというのを決めておりますので、その犯罪の起こった時点がまず一つです。それと、あと犯罪被害者等の住所、氏名等個人情報につきましては要配慮個人情報になりますし、その犯罪被害の内容等についても簡単に市が取得できる情報ではございません。ですので、警察もしくは三重犯罪被害者総合支援センター等の機関から、犯罪被害者の方に対して県ではこういう支援がありますよとか、鳥羽市ではこういう支援がありますよというふうにつないでいただくということが必要になってくると思います。それをもって、うちは、鳥羽市としては適切に対応していくということになります。

以上です。

- 〇浜口一利委員長 濱口委員。
- ○濱口正久委員 ありがとうございます。

聞きたかったところ、そこがあって、よく転居されたりとかというのがままあることやと思うんです。で、 向こうから来られた方、来る方もみえると思うんですけれども、そういうところはこちらからじゃなくて、全 てそういうところからやっていただけるということですよね。分かりました。ありがとうございました。

〇浜ロー利委員長 関連でございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 1点だけお聞きします。

犯罪の定義というのはいろいろ説明いただいてよく分かったんですけれども、この犯罪等という等の定義ですね。書かれているように、心身に有害な影響を及ぼす行為ということで書かれておるんですけれども、先ほどいろんな質問もあったと思うんですけれども、どういうものがそういうことに当たるのかとか、もうちょっ

と詳しく説明をお願いしたいと思います。

- 〇浜口一利委員長 寺本副参事。
- ○寺本副参事 その犯罪の種類やという……。
- **○南川則之委員** いや、心身に有害な影響を及ぼす行為というのは、どういうこと何かということですね。先ほ ど、DVとか虐待とかという話も出ておると思うんですけれども、どういうところまでがそういう犯罪等の 「等」の定義なのかということですね。
- **〇浜ロー利委員長** これは心身の不調となっているけれども、後遺症とかそんな話かな。
- **〇南川則之委員** それの範囲がね、どこまでをということです。
- 〇浜口一利委員長 寺本副参事。
- ○寺本副参事 具体的には少しちょっとお答えしにくい部分がありまして、その事案ごとに検討していく必要があるかなというふうには思っておりますが、恐らく、先行、三重県等におきましても、平成31年に犯罪被害者等支援条例を策定しておりますので、そういったところの事案も研究しながら対象となることを決めていきたいというふうに考えております。
- 〇浜口一利委員長 南川委員。
- **〇南川則之委員** よく分かりました。また、県とか他市の状況も踏まえて。

なぜ聞いたかというと、この犯罪被害者等支援条例という「等」を抜いて制定しとる全国的にもあるということで、そういう定義をしっかりして、鳥羽市の場合はそれに準ずるいろんなことでも総合案内して、対応するということやと思うんですけれども、もうちょっと定義、どんなことでもそういう対応するのか、あるいはこういったことに特化して、までですよとかね、しっかりした中身もちょっと調査研究して対応してほしいなと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

国のほうでは、犯罪者等基本法、これが平成16年に定められております。その中で、国と地方公共団体が 講ずべき施策として7項目挙げられております。この条例の中でも掲げられておる中身です。国の基本法がそ うやって定められておるのに、何であえて市条例が必要なんでしょうか。国の基本法で対応できるんではない でしょうか。

- 〇浜口一利委員長 寺本副参事。
- ○寺本副参事 確かに、今回の本市の支援条例につきましては、上位法として国の基本法があります。その中には国の役割、それから地方公共団体の役割というふうに定められておりますので、その中で県も支援条例を作成し、市も支援条例を作成し、それぞれできる支援を行っていくということで、今回、提案をさせていただきました。

なお、県の支援につきましては、今回、鳥羽市が出しております支援金の額等々、全て2倍の金額というふうになっております。ほかの市町もこの制定に向けて取り組んでおりますので、県内といいますか、自治体で

足並みをそろえて県の支援金、併せて市の支援金も出すということで取り組んでおります。どうしても日常生活支援については早急に対応しないといけないという部分も出てきますので、一時保育ですとかそういったところの支援もございますので、そういった迅速な対応ができるように、市としても条例を制定して対応していきたいというところです。

以上です。

〇浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 2点目をお聞きします。

趣旨は分かりますけれども、あえて必要だというところは、僕はちょっと合点がいきません。 2点目、この第7条の支援金の給付についてお尋ねします。

先ほどの副参事の説明では、支援金については出していない自治体もあるという説明がありました。僕もこれ何で出す必要があるのかというのが非常に疑問です。遺族で亡くなられた方を30万円ということです。国の基本法では、遺族には320万円から最高2,964万円支払われます。3,000万円近い遺族給付金が国から支払われるのに、金のない鳥羽市が何であえて30万円それにプラスアルファしなきゃいかんのかと、こ

同時に、この重傷病支援金10万円ですけれども、この重傷病を負った被害者本人に対して、国のほうは 1,056万円から3,974万円、4,000万円近いお金が払われます。鳥羽市は10万円を出すと。気持 ちは分かるけれども、そういう給付金を出す必要性というのは僕はないと思いますけれども、あえて給付金を 設定した、どうしても必要なんだと、給付金が必要なんだという理由はなんでしょうか。

〇浜口一利委員長 寺本副参事。

れは僕は合点がいきません。

○寺本副参事 お答えします。

市といたしまして、犯罪被害者の方に対して、繰り返しになると思うんですけれども、迅速な支援、日常生活の支援、転居が必要になった、そのところが困難になったという場合に、迅速な支援ができるように、市としては条例を定めたというところが回答となります。

以上です。

〇浜口一利委員長 戸上委員。

なかなか難しい。国があるのに、市がなぜとここで言われても……。

- **〇戸上 健委員** 結構です。寸止めしておきます。
- ○浜口一利委員長 よろしいですか。

他に。

瀬﨑委員。

○瀬崎伸一委員 すみません、1点だけお伺いをいたします。

添付いただいておる資料を見ますと、対象外となると思われる部分が少し設定されているかな、過失犯罪の場合は対象外であったりだとか、親族間の場合は対象外とかというようなことが書かれているんですけれども、被害者の方に周知がいって、申請をされた上でふるいをかけるような、対象外になりますというようなご回答をされるような運用をされるのか。もう要は、申請をいただくと、受け付ける段階でもうその辺のふるいをか

けた上で、申請をされた方にはほぼほぼ出すよというような運用の仕方をされるのか。この辺というのは、詳細決まっていますか。

- 〇浜口一利委員長 寺本副参事。
- ○寺本副参事 市のほうでふるいをかけるというイメージではなくて、警察なり、支援センターなりが相談を受けたときに、鳥羽市で該当する支援がこういうのがありますよというふうにつないでいただくというイメージになると思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 何点か確認だけさせていただきます。

三重県のほうでも同じような支援条例があると思うんですけれども、その辺の三重県に申請して、またうちにも申請するような事務手続に今のところはなってしまうのかなとは思うんですけれども、その辺が、例えば、 三重県に手続いただいたら、今回の給付金等々もそのまんまコピーをもらえれば、もうそれで十分ですよみたいなシステムの運用、事務処理の軽減みたいなところは今のところは考えていないんでしょうか。

- 〇浜口一利委員長 寺本副参事。
- ○寺本副参事 今のところは、市独自の様式等々を使っていただきながら申請をしていただくという流れになります。
- 〇浜口一利委員長 河村委員。
- **〇河村 孝委員** その辺は、犯罪被害者本人、遺族等々の心情を考えると、なるだけその辺は事務手続みたいな ものも簡素化を将来的には目指していく方向がよりいいのかなというふうには思いますんで、また検討いただ ければというふうに思います。

それと、今回の支援金の制度設計について、どのような議論が課内でなされたのか。要は、四日市なんかは家賃3万5,000円、当然、うちと家賃相場が違うと思うんで、ある程度横並びというわけではなくって、その相場も加味しているところ、家賃なんかは特にそうだと思うんですけれども、課内でその辺の支援金の金額の制度設計についてどのような議論がなされたかを教えていただけますか。

- 〇浜口一利委員長 寺本副参事。
- ○寺本副参事 まず、申請の共通化といいますか、そういったところについての質問に対しましては、機微な情報になりますので、なかなか難しい面もあろうかと思います。ただ、おっしゃるように県や他市町ともこれから研究検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、あと家賃助成金につきましては、課で検討という形は正直取っておりません。今回の条例制定を考えていくに当たりまして、他市町の状況ですとか、あと、鳥羽警察署管内である、同じ警察署管内である志摩市、それから近隣の伊勢市、そういったところとも情報を意見交換しながら、最終的に県内で足並みをそろえるような形の金額設定とさせていただきました。

- 〇浜口一利委員長 河村委員。
- ○河村 孝委員 最後に、財源のことなんですけれども、これはもしそういったことが不幸にも発生してしまっ

たとなったときの支援金の財源は、国のほうから財源措置というのはあるのかどうかその辺が、そういうシステムがあるのかどうかというところを確認したいんですけれども。

- 〇浜口一利委員長 寺本副参事。
- ○寺本副参事 一旦は市費で賄うということを考えております。国の手当といいますか、そういったところについては、すみません、ちょっと調べ切れておりませんので、また確認させてください。
 以上です。
- 〇浜口一利委員長 河村委員。
- **○河村 孝委員** まだ初めて立ち上げる支援条例なんでですね、なかなか運用していく段階において分からない ことはたくさんあるとは思うんですけれども、被害者、遺族に寄り添えるような条例にしていっていただきた いなというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第54号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

〇中村総務課長 総務課長、中村です。よろしくお願いします。

議案書の5ページをよろしくお願いします。

議案第54号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由は、本市非常勤職員の育児休業の取得要件等について国家公務員に準じた措置を講じたく、本提案 とするものでございます。

新旧対照表の1ページのほうをご覧ください。

改正点は、主に4点ございます。

まず、第2条でございます。

第2条の育児休業をすることができない職員ということで、することができる職員のうちの現行の9のほうを見ていただきたいんですが、9のアンダーラインの引いてあるところです。「(ア)任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員」というところでございます。これを削除します。これは何かと言いますと、育児休業をすることができる非常勤職員の要件について1年以上の在職期間の要件を定めておりましたが、これを廃止することによりまして、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員につきましては、任用当初から育児休業を取得できるように緩和するというものでございます。これがメインでございます。続きまして、その下のところの21条、部分休業することができない職員というところでございます。これの次のページをご覧ください。

次のページの現行の9のほうです。アンダーラインの引いてあるところです。ここに、「特定職に引き続き

在職した期間が1年以上である非常勤職員」というふうにありますけれども、これは育児休業を取得することができる非常勤職員の要件緩和に合わせて、部分休業についても同様の規定、1年以上の在職期間というところを廃止する。廃止することによって、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員について、任用当初から部分休業を取得できるように緩和するというものでございます。

次に、25条、これは改正案の新のほうをご覧ください。

25条と26条につきましては新設でございます。

25条が、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等ということで、これにつきましては、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、妊娠出産等について申出があった職員に対する個別の周知、それから意向確認の措置等について定めております。

続いて、26条です。勤務環境の整備に関する措置ということで、これは職員が育児休業を取得しやすい勤 務環境を整備するため、研修等の実施や相談体制の整備などの勤務環境の整備に関する措置について定めてお ります。

内容は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第54号についてご質疑はございませんか。 坂倉委員。

- ○坂倉広子委員 すみません、この育児休業についてのご説明をいただきましたが、この新旧対照表の第25条、任命権者は職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことのということを申し出た場合ということが書かれているということですが、ここはすみません、男性育児に対しても育児休暇を認めるというふうに捉えさせていただいてよろしいんでしょうか。
- 〇浜口一利委員長 山本課長補佐。
- **〇山本課長補佐** 総務課人事担当の山本です。よろしくお願いします。 委員おっしゃられるとおり、男性育児休業も含まれております。 以上です。
- 〇浜口一利委員長 坂倉委員。
- **〇坂倉広子委員** ありがとうございます。

男女共同参画の視点からも大切なことだと思います。そして、男性育児になった場合に、どれだけの期間を 認めていただけるのかというのがあるのでしょうか。

- 〇浜口一利委員長 山本課長補佐。
- **〇山本課長補佐** 男性だから何日という規定はなく、男性も女性も同じ期間取得できる制度となっております。 以上です。
- ○浜口一利委員長 よろしいですか。
- **〇坂倉広子委員** ありがとうございます。よろしくお願いします。
- **〇浜ロー利委員長** 他にございませんか。

関連でもよろしいですけれども、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

〇浜ロー利委員長 それでは、ないようですので、議案第55号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

山下学校教育課長。

〇山下学校教育課長 学校教育課、山下です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議案第55号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

議案のほうは7ページ、新旧対照表は4ページをご覧ください。

学校歯科保健の業務増加による負担の増大に鑑み、学校歯科医の報酬額を改定したく、本提案とするもので ございます。

新旧対照表4ページをご覧ください。

学校歯科医の報酬につきましては、現行は1校につき22万4,000円の年額と、園児、児童生徒1人につき現状260円を乗じて得た額を加えた額となります。改正案につきましては、260円を400円に改正をお願いするものです。

なお、人数割額400円の設定理由につきましては、鳥羽志摩歯科医師会の人数割額260円が14市の中で最も低いことから、近隣の伊勢市と同額の400円と設定をいたしました。

以上、よろしくご審議をいただきたく思います。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第55号についてご質疑はございませんか。

山本委員。

- **〇山本哲也委員** 学校歯科保健の業務増加というところなんですけれども、どういった業務が増えてきておられるのかというところをもう少し具体的に教えていただいてもいいでしょうか。
- 〇浜口一利委員長 武中課長補佐。
- **〇武中課長補佐** 教育委員会学校教育課、武中です。よろしくお願いします。

本年、鳥羽市のほうのう歯のほうの虫歯の状況のほうが、県からも高い値となっております。このため、学校歯科医のほうから様々な助言をいただいて、今後いろいろな対策のほうを行っていきますので、そのために業務のほうを増加するというところでお願いするものです。

以上です。

- 〇浜口一利委員長 山本委員。
- **〇山本哲也委員** 歯科医さんのほうに大分負担がかかってしまうという格好で認識しておいてもよろしいですか。 はい、よろしくお願いします。
- **〇浜ロー利委員長** 他にございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 生徒1人あたりに二度頂くというのは、大体分かったんですけれども、この1校当たり年額を 定めとるというところなんですけれども、これについては今回改正はしなかったということなんですけれども、 これについて他市の状況も含めて、本当は改正しないと駄目だという 2 2 万円について、これは妥当な数字なんかというところを、詳細を教えてください。

- 〇浜口一利委員長 武中課長補佐。
- **〇武中課長補佐** この基本額につきましては、伊勢、志摩ともに金額のほうは同額となっています。また、同じ く内科医のほうの金額のほうもこの金額となっておりますので、ここについては金額は上げないという形でお 願いするものです。

以上です。

〇浜ロー利委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。 55分まで。

(午前10時47分 休憩)

(午前10時52分 再開)

〇浜ロー利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第56号、鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。 北村副参事。

〇北村副参事 健康福祉課子育て支援担当副参事の北村です。よろしくお願いします。

それでは、議案第56号、鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。 議案書は9ページをご覧ください。

提案理由といたしましては、入所児童の減少等に伴い、かがみうら保育所を廃止したく、本提案とするものであります。

それでは、新旧対照表の5ページをお願いいたします。

今回の改正内容といたしましては、条例第3条で定める名称及び1の別表から「鳥羽市立かがみうら保育 所」の項を削除するものでございます。

施行期日は令和4年4月1日からとなります。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○濱口正久委員 担当課の説明は終わりました。

議案第56号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、今回廃止に至ったわけですけれども、その前、恐らく休園か何か措置されていた と思うんです。この休園と廃止の違いのところでいきますと、休園はもしそういう希望があればまた復活する とあったんですけれども、これ廃止された場合はもうこの後どういうふうに、もしそういうふうな希望が出た 場合ですね、それはどういうふうにされたらいいんでしょう。

- 〇浜口一利委員長 北村副参事。
- ○北村副参事 今のご質問で、休所の場合は、確かにこの2年前に休所をしたんですけれども、そのときは希望があれば再開も検討するということでさせていただいたと思うんですけれども、廃止になりますともう保育所そのものがなくなるという形になりますので、基本的にはもう再開はないということで、その地区でもし保育所へ入りたいという方は、例えば、現行な安楽島保育所等へ行っていただくということになると思います。
- 〇浜口一利委員長 濱口委員。
- ○濱口正久委員 分かりました。

聞きたかったのは、今後もしそういう、いつお子さん生まれるか分かりませんけれども、そういうときはも うそこは再開ではなくて、安楽島のほうへ行っていただくということですね。分かりました。

〇浜ロー利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- **〇浜ロー利委員長** それでは、ないようですので、次に、議案第57号、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。
- ○浜口一利委員長 健康福祉課長。
- **〇中井健康福祉課長** 健康福祉課長、中井です。よろしくお願いします。

それでは、議案第57号、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案書は11ページとなります。

提案理由としましては、岩崎老人憩の家を廃止したく、本提案とするものであります。

それでは、新旧対照表の6ページをご覧ください。

改正の内容としましては、条例第3条で定める名称及び1の別表から「岩崎老人憩の家」の項を削除するものでございます。

施行期日は令和4年4月1日からです。

以上、説明とさせていただきます。

〇浜ロー利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第57号についてご質疑はございませんか。

南川委員。

- ○南川則之委員 この岩崎老人憩の家を廃止するということなんですけれども、廃止すると使えなくなるということなんですけれども、現行はこの老人憩の家の利用はあると思うんですけれども、今後この廃止したことによって、地域の岩崎地区ですけれども、どういった今後使うというところを考えているのか、分かれば教えてください。
- 〇浜口一利委員長 辻川課長補佐。
- **〇辻川課長補佐** 健康福祉課、辻川です。よろしくお願いします。

岩崎老人憩の家に関しましては、4月で の休館に伴い廃止をさせていただくんですが、今後また老人クラブの皆さんが活動される場としましては、現状、今年度に関しては中央公民館等を利用していただいております。4月以降、また当初予算のほうにも予算を計上させていただいておるんですが、老人クラブ活動をする場所を今、老人クラブの会長さんにはちょっとお願いしている中で、その場所を見つけていただくと、その場所の家賃補助というか、そういうような形でクラブ活動が継続してできるようにというところでは考えております。

以上になります。

- 〇浜口一利委員長 南川委員。
- **〇南川則之委員** よく分かりました。

活動は続けられるということで、そういった補助もしながら検討していくということです。ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

戸上委員。

- **〇戸上 健委員** 確認ですけれども、現在の岩崎老人憩の家は、活用されていないということでよろしいんでしょうか。だから廃止するということでよろしいんでしょうか。
- 〇浜口一利委員長 辻川課長補佐。
- ○辻川課長補佐 現在、もうちょっと建物がかなり古いというところもあって、ちょっと使用がもうちょっと危ないというところもあって、今ちょっと利用自体は一旦クローズしております。その都度活動する場所がないということでしたので、中央公民館等を活用していただいているような状況になっております。
 以上です。
- **〇浜ロー利委員長** よろしいですか。

濱口委員。

- ○濱口正久委員 すみません、同じところなんですけれども、今、南川議員も聞かれましたけれども、中央公民館、今、代わりに使われているということで、例えば、今の建物の代わりに地域の近いところでそういうような場所が見つかったら、確認ですけれども、それは今、現状探して見つかった場合は、それに対して補助が出るということでしょうか。
- 〇浜口一利委員長 辻川課長補佐。
- **〇辻川課長補佐** 今は老人クラブのほうで探していただいておりますので、そこで見つかれば、4年度以降にはなるんですけれども使っていただく形になると思います。

以上です。

〇浜ロー利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

〇浜ロー利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第58号、鳥羽市における再生可能エネルギー発 電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

上村環境課長。

〇上村環境課長 環境課、上村です。よろしくお願いいたします。

議案書は13ページをお願いいたします。

議案第58号、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴い所要の改正をしたく、本提案とするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の7ページをお願いいたします。

第2条におきまして、引用している法律の名称が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」というのものが、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」へ改正されたこと。

また、引用している条項に条ずれが生じていることから、「第2条第4項各号」というところにつきましては「第2条第3項各号」に、第8条第2項中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改めます。

また、同条第5項の表第1項の項中「第13条」を「第9条」に改正するのは、引用の間違いがあったこと から改正するものでございます。

今回、この9条というところの内容につきましては、太陽光発電の関係の工事に関する届出ということで、 着手届、完了届というものは既に運用の段階でさしていただいております。つくってきた中で、運用してきて いる中でちょっと内容が異なるということに気づいたところがございまして、今回の改正に併せて改正をお願 いするものでございます。

なお、この法律の改正については、令和2年6月12日に成立し、令和4年4月1日に施行されることから、 附則において条例施行日についても、施行日を令和4年4月1日に法に併せて施行するものです。

また、今回の条例改正につきましては、環境保全審議会で意見を聴いており、2月16日付で意見なしとなり、議案上程しているものでございます。

以上で説明とさせていただきますのでご審議賜ります、よろしくお願いいたします。

○浜ロー利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第58号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

名前が変わっただけやな。

それでは、ないようですので、次に、議案第59号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、消防長の説明 を求めます。

消防長。

○家田消防長 消防本部、家田です。よろしくお願いします。

議案第59号、消防団条例の一部改正についてご説明いたします。

提出議案書は15ページから17ページ、新旧対照表は9ページから11ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、消防団員の処遇の改善を図るため、年報酬及び災害出動手当の費用弁償について

改正するとともに、消防団員の定数について現状を考慮し減員したく、本提案とするものです。

概要といたしまして、全国的に消防団員の減少が続いていまして、歯止めがかからない危機的な状況であります。これは本市におきましても同様であります。こういった状況で国の強い危機感の下、消防団員の処遇の改善に関する検討会を重ねた結果、まずは消防団員の年報酬、災害出動手当等を国が定める基準に見直しを検討するようにとの通知がなされました。このことから、本市消防団員の年報酬、災害出動手当についても見直しを行い、処遇の改善を図るものです。また、今回、年報酬の見直しとともに、消防団員の定数を見直しました。

それでは、改正の内容について新旧対照表で説明させていただきますので、9ページ、10ページをお願い します。

第3条、消防団員定数、現行「510人」を「490人」に改めます。

別表第1、13条関係、年報酬の副団長、現行「6万3,000円」を「6万9,000円」に改めます。 分団長、現行「5万1,000円」を「5万500円」に改めます。

副分団長、現行「3万7,500円」を「4万5,500円」に改めます。

部長、現行「3万円」を「3万7,000円」に改めます。

班長、現行「2万7,000円」を「3万7,000円」に改めます。

団員、現行「2万5,500円」を「3万6,500円」に改めます。

10ページをお願いします。

別表第2、第14条関係、出動手当、現行の種別、災害出動手当において1災害1時間以上の活動要件で5,000円となっていますが、同種別で1災害4時間以上の活動で8,000円とする要件枠を増やしました。同様に、種別、捜索において、1事案1時間以上の活動要件で5,000円を、1事案4時間以上の活動で8,000円とする要件枠を増やしました。

施行期日は、令和4年4月1日からとなります。

以上で説明は終わります。よろしくお願いします。

〇浜ロー利委員長 消防長の説明は終わりました。

議案第59号について、ご質疑はございませんか。 濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、1点お聞きします。

今回、定数等々も改定になって、年報酬のほうを消防団は上げていただきました。その中で1点だけ、分団 長のところが、これが500円ほど下がっているのは、これも国の基準に基づいてなのか、どういうことなの かちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

〇浜口一利委員長 消防長。

○家田消防長 家田です。

今回、消防団の年報酬の改正ですが、令和3年4月に消防団員の処遇の改善を図るための報酬の基準の策定 通知が消防庁長官から出されました。これにより予算編成時に検討した結果、国の基準に統一するということ が、消防団員の年報酬の底上げにつながるという判断となり、今回の金額で改正案となりました。これにつき ましては、先日、消防団の分団長会議で説明をさせていただき、納得していただいたところであります。

- 〇浜口一利委員長 濱口委員。
- ○濱口正久委員 ありがとうございます。

分団長会議できちんと議論をして、納得いただいたということですので、そこら辺のところと言いますのは、 離島もありまして、各分団長の責務というのは非常に大きくて、昼夜を問わず大変なご苦労されていると思い ますので、その辺のところはきちんと説明していただいたということですので、分かりました。ありがとうご ざいました。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

国のほうの今回の改定で、増額した分も含めて消防団員の支給については、直接個人の、団員の個人の銀行 口座に市から振り込むようにというただし書があります。そういうふうになさるんでしょうか。

- 〇浜ロー利委員長 消防長。
- **○家田消防長** 本市におきましては、既にその方針を取っております。
- **〇戸上 健委員** 了解です。
- ○浜口一利委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

瀬﨑委員。

○瀬崎伸一委員 お伺いをいたします。

先ほどの濱口正久委員と関連ともなります。私も分団長の職の部分が基準に合わせたとはいえ、500円減額になっているというところに少しちょっと疑義を持ちますもので、その辺にちょっとフォーカスを当てた質問をさせていただきます。

消防としては、分団長の担い、職責といったものは、どのように認識されていますか。

- 〇浜口一利委員長 消防長。
- **○家田消防長** お答えします。

分団長ですが、地区の管轄を分団する分団のまとめである長であります。文字どおり地域のリーダーとして、 大災や風水害等、災害のみならず、地域の会議や行事に参加し、 日頃から地域をまとめていただいている重要 な役職であると認識しております。

- 〇浜口一利委員長 瀬﨑委員。
- ○瀬崎伸一委員 とても重要な役職であるというふうに認識をしていただいているということが分かりました。 最後、もう1個だけお聞きします。

ほかの問題は令和3年4月13日付の消防庁長官の通知を受けた動きであろうと思いますもので、他市でも同じような動きを取っているのかなとは思うんですけれども、単刀直入にお伺いいたします。鳥羽市のように減額方向での改正を提案されている他市の事例はありますか。

〇浜口一利委員長 消防長。

○家田消防長 県からの情報で、今回、県内29市町うち国の基準を満たしていない市町が19市町ありまして、 そのうち18市町が今回改善を図るということを聞いております。この改善の、国の示す基準に改正後も満た ない市町もあるというふうに確認しております。ただ、減額については、うちのほうでは今のところ確認はし ておりません。

以上です。

- ○瀬崎伸一委員 ありがとうございました。
- ○河村 孝委員 団員の定数のところ、510人から490人になります。ずっとなかなか定員に届かないというところがあったと思うんです。この490人にすることによって、今の現行、これは災害支援も含む数になろうかと思うんですけれども、今現状でクリアできるのかどうか、答弁願えますか。
- 〇浜ロー利委員長 消防長。
- **○家田消防長** お答えします。

この定数につきましても、今回、年報酬の引上げに併せまして、各分団から聞き取りをいたしまして、実情に合わせた定員とさせていただきました。この中で班とか部の統合も含めまして、災害に適した人員というふうな進め方で検討させていただきました。

以上、答弁といたします。

- 〇浜口一利委員長 河村委員。
- ○河村 孝委員 490人というところで、特に初期消火に当たっての団員の配置等々に、20人減らすわけですけれども全体でね、その辺は不備がないということでよろしいでしょうか。確認です。
- 〇浜口一利委員長 消防長。
- **○家田消防長** 初期消火に不備がないような配置としております。 以上です。
- 〇浜口一利委員長 河村委員。
- ○河村 孝委員 現状、消防団員のなり手が減少してきて、定年退職もしていくわけなんで、なかなか人員の確保というのは大変だと思います。ただ、災害支援員の制度を上手に使って、仕事こればっかりという人はいないと思うんで、仕事で外へ出ている、じゃ、町へ残された人たちが初期消火をしなければならないというときというのは、これからますます災害支援員の人たちの動きというのが重要になってくると思うんで、ここの団員の定数は減らせど、災害支援員の拡充というんですか、増員に全力で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それと、瀬崎委員からの質問であったところの分団長のところの金額500円下がるところ、私もちょっと何でやというふうなところは感じたんですけれども、これも確認です。今まで地方交付税単価という言い方でいいのかな、の金額の上限より、分団長の分だけが市として独自に上げていたと、今まで高かったと、それで、今回、地方交付税単価、各役職の金額基準いっぱいまでのところに全員そろえにいったということでよろしいんでしょうか。確認です。

- 〇浜口一利委員長 消防長。
- ○家田消防長 お答えします。

今回、分団長の部分で500円減額という形になってしまったんですけれども、もともとこの分団長、先ほど説明させていただきましたけれども、やっぱり地域の防災を担ってきた役職にあるということで現行の金額になっていたと思います。今回、この国の基準に合わさせていただいたことで、全体には底上げになるということ、それとまた今後を見据えた場合に、この基準を基に引上げ等があったときにもそれを活用して引き上げることにもつながるということもありますので、前向きによい判断であったというふうには確認しております。以上、答弁といたします。

- 〇浜口一利委員長 河村委員。
- ○河村 孝委員 分かりました。

ちなみに、今回の条例改正において、財政的なところを消防長が把握していれば、この金額条例の改定においてどれほど消防団員の処遇が改善されたのか、財政的な面で全体的に、当然、下がったところも先ほど説明あったように上がった部分もあるんで、おおよそで結構なんですけれども消防長が把握していれば、この場でお願いできますか。

- 〇浜口一利委員長 金子室長。
- **〇金子消防総務室長** 消防総務室長の金子です。よろしくお願いします。

今回の改正で総額約440万円の増額となっております。

以上です。

- 〇浜口一利委員長 河村委員。
- ○河村 孝委員 了解しました。以上です。
- **〇浜ロー利委員長** 他にございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第60号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、消防長の説明を求めます。

消防長。

○家田消防長 お願いします。

議案第60号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明をさせていただきます。

提出議案書は18ページから19ページ、新旧対照表は12ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法の一部改正に伴い、公務災害補償を受ける権利に対する担保の設定に関する特例を廃止したく、本提案とするものであります。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表のほうで説明させていただきますので、12ページをお願い いたします。

第3条第2項、ただし書を削ります。

施行期日は令和4年4月1日からとなります。

経過措置として、この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金または年金である障害補償もしくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができます。 以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

〇浜ロー利委員長 消防長の説明は終わりました。

議案第60号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。 5分休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時23分 再開)

〇浜ロー利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第61号、指定管理者の指定について(答志コミュニティセンター)、担当課の説明を求めます。 市民課長。

〇勢力市民課長 市民課、勢力です。よろしくお願いします。

提出議案の議案書で、20ページをよろしくお願いします。

議案第61号、指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の 規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、答志コミュニティセンターで、指定管理者は、答志町内会会長、西川豊幸氏でございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間で、当答志コミュニティセンターの指定管理につきましては、平成28年度から答志町内会に管理運営をお願いしており、令和4年3月31日をもって指定期間が満了するため、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、引き続き答志町内会を指定管理者に指定したく、本提案としたものでございます。

以上です。

○浜ロー利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第61号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

〇浜ロー利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第62号、指定管理者の指定について(答志和具コミュニティセンター)です。担当課の説明を求めます。

市民課長。

〇勢力市民課長 引き続きよろしくお願いします。

議案書のほうは、21ページをご覧ください。

議案第62号、指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

地方自治法第244条の2第3項の規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の 規定により議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、答志和具コミュニティセンターで、指定管理者は、答志和具町内会会長、 山本春久氏でございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年でございます。

答志和具コミュニティセンターの指定管理につきましては、平成28年度から答志和具町内会に管理運営をお願いしており、令和4年3月31日をもって指定期間が満了となるため、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、引き続き答志和具町内会を指定管理者に指定したく、本提案とするものです。ご審議のほどよろしくお願いします。

○浜ロー利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第62号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですね。

(「はい」の声あり)

〇浜ロー利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第63号、指定管理者の指定について(鳥羽市農水産物直売所)です。担当課の説明を求めます。

農水商工課長。

○奥村農水商工課長 農水商工課、奥村です。よろしくお願いいたします。

議案書22ページをお願いします。

議案第63号、指定管理者の指定につきましては、公の施設の指定管理者を指定したく提案するものでございます。

管理を行わせる公の施設の名称は、鳥羽市農水産物直売所。

指定管理者は、鳥羽一丁目2383番地42、鳥羽マルシェ有限責任事業組合組合員、鳥羽磯部漁業協同組 合職務執行者、藤原隆仁氏でございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者の選定に当たりましては、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、 公募によらない指定管理者の候補者の選定等の規定に基づきまして、施設の性格等を考慮し、1次産業の活性 化を中心とした設置目的を効果的かつ効率的に達成することに当たり、事業効果が相当程度期待できることか ら、公募によらない選定を行いました。

現指定管理機関の指定管理者の実績を資料をまとめておりますので、抜粋してご説明したいと思います。資料のほうをご覧ください。

1枚目の業務実績のところの囲まれたところをご覧ください。

鳥羽市農水産物直売所指定管理者仕様書に規定された直売所設置目的でございます。

本直売所は、第1次産業の振興と農漁村地域の活性化を目的とし、地域の農水産物が持つ健康を高める機能 や伝統的な食の美味しさを消費者に伝えることで地産地消を推進するとともに、地域生産者の6次産業化を促 進する。さらに、消費者の満足度やニーズを生産者に伝えることで、生産意欲の増進や農水産物の品質改良に つなげ、生産者の所得向上を図り、後継者の育成を支援するというところが主な目的でございます。

この設置目的に対しまして、指定管理業務としましては、その下の①施設の維持管理業務というところと、 次ページにございます、②事業運営業務がございます。

2の事業運営業務について説明いたします。

上のほうの表をご覧いただきますと、レジの通過者数、売上げ、レストラン入店者数等がございます。いずれも平成31年度まで右肩上がりで堅調に推移をしてきました。1点、申し訳ありませんが、売上げのところの平成29年度の数字が左の列に入ってしまっております。それ、すみません、申し訳ありません。

令和2年度と令和3年度につきましては、コロナ禍となりましたけれども、売上げの減少率はかなり限定的 になっているというふうに考えております。

この施設で販売されるものは、一部鳥羽市と縁のある交流市町のものやJAの県内他地域のものもございますが、基本的には全て地元産のものでございます。したがいまして、この売上げは、1次産業従事者の収入に直結しておりますので、この数字を見る限り、この直売所の設置目的である第1次産業の振興のために、しっかり効果を上げているものと判断をしております。

次に、その下の直売コーナーの運営のところをご覧ください。

読み上げますが、2段落目からです。「農産物については、生産者自らが値段をつける委託販売により、一番食べ頃での商品の出荷を受け付けており、水産物については、各地区の市場で水揚げされたものを鮮度がよい状態で仕入れています。加工品については、生産者の所得向上を主眼に置き、6次産業化に取り組む生産者の商品を中心に取り扱いをしています。」というような形で進んでおります。

また、ここで文章として詳しく触れておりませんが、水産業では、特に、その時期に普段あまり水揚げがされないため、都市部への流通に乗らないそういった漁獲物がどんととれる場合がございます。そういった需要のない魚を買い取って一定の処理をして、よくビニール袋で売られているやつなんですが、そういう形で詰めて販売するなどの買い支え等も行っております。

続いて、次の次のページですね、ページ番号振っていなくて申し訳ございませんが、生産者支援というところをご覧いただきたいと思います。

読み上げますと、「出荷登録者に対し、直売所での商品の売れ行きや消費者ニーズ、レストランでの活用状況などについて「マルシェ通信」を発行するとともに、出荷者説明会を母体組織とともに開催し、販売を意識した生産への助言を行っています。また、6次産業化を後押しするため、生産者と一緒になり、売場のディスプレイの検討や店頭PRの機会を設けるなどの取り組みを行っています。このほか、規格外作物等については、ジャムなどの加工品を施設内で製造し、生産者とセットでの6次産業化を推進しています。」とあります。

これらは、生産意欲の増進ですとか、農水産物の品質改良につなげるという設置目的をしっかり果たしてお

り、この活動ができるのは、母体が農協と漁協であるこの組合しか持ち得ない特徴であると思っております。 このように、当初想定をしております機能を十分に発揮していただいておりまして、次期もこのような活動 を継続していくことを確認しておりますので、引き続き指定管理を継続したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課のほうから詳細な説明がございましたが、説明は終わりました。議案第63号についてご質疑はございませんか。濱口委員。

- ○濱口正久委員 これはマルシェの指定管理につきましては、先ほど説明ありました1次産業の振興と農漁村地域の活性化を目的というふうなところで、こういう指定管理を2つの大きな母体で共同体でやって見えるということでした。この中でで右肩上がりに来よったところが、コロナの影響でちょっと下がっているところがあります。この中で農産物の直売されている方とか、漁業とかもありまして、普及と非常に買い支えというところで大きな役目があるんですけれども、コロナ禍になってこの状況下でこういう生産者等々の会わせた会合というのは定期的にはやられているんでしょうか。講習会とか、役員会でも何でもいいんですけれども、会合というんでしょうかね。その辺のところというのはしっかりとされているんでしょうか。
- ○浜口一利委員長 運営について入っているの。 榊原係長。
- ○榊原係長 すみません、農水商工課、榊原です。

生産者に対してというところなんですけれども、ちょっとコロナ禍で大きく集まってやるということはできていないんですけれども、農協さんなんかも定期的に農業者のほうに出向いて、今こういうものが売れていますよとか、こういうものがマルシェで不足していますよというところも情報提供していただきながら、あとはマルシェ通信ということで生産者に情報発信しながら生産のほう拡充していただいているところでございます。

- 〇浜口一利委員長 濱口委員。
- ○濱口正久委員 ありがとうございます。

聞きたかったところはそういうことなんですが、といいますのもコロナ禍で生産者が困っている中で、何と か少しでもそういうようなところで所得向上につながるように、きちんと普及に努めていただいているという ことですので、ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

よろしいですね。

(「はい」の声あり)

- **〇浜ロー利委員長** 河村委員。はよ言いな。
- ○河村 孝委員 すみません、この指定管理がある前に、各議員も目に触れたところもあると思いますけれども、市民の方から問合せがあって、幾つか指摘事項はあったんですけれども、ポイントとしてはなぜ公募をしないんだというところの疑問があったかと思うんです。課長の説明にあったように、第5条、公募によらないというところを適用して、条例どおりにはやっているというところは確認してあります。

ただ、市民から見て、その方おっしゃっていたのは、駅前の一等地に建物を建てて、家賃をもらわんとはど

ういうことやと、一般市民から見たら当然の感情なわけです。指定管理者制度ということ自体も一般市民の方は分からないんで、その辺をしっかりなぜ公募をしないんだ、先ほど濱口委員がおっしゃったように、1次産業の振興と農村地域の活性化を目的としたというところがまず最初の立ち上げであります。当然、駅周辺のにぎわいづくりというところで、鳥羽市の観光にとって、また、にぎわいづくりにとって非常に高い貢献度を示しているわけですよね。もともとの目的が1次産業の振興と活性化というところが目的であるんで、農協さん、漁協さんを主体としたこの事業体が、マルシェ有限責任事業組合が一番ふさわしいというところは、議員は誰しもが理解するし、職員誰もが理解すると思います。ただそれを一般市民に説明なしに理解しろと思ってもなかなか難しいんで、今これ質問しているんですけれども、担当課としてもその辺を踏まえてこういう詳細な資料を今回用意していただいたと思うんで、その辺は大いに評価したいなと思うんですけれども、引き続き、やっぱり営業利益が伴う施設なわけなんで、その辺が市民から誤解を受けやすいところがあると思うんです。その辺の今、説明しているようなところを、引き続き担当課として丁寧に市民に説明して、情報発信をしていく必要があるのではないのかなというふうに思うんですけれども、課長いかがですか。

〇浜口一利委員長 農水課長。

○奥村農水商工課長 行政運営していく上で、新しいものできますと、そのときは最初は本当にしっかりとするんですが、その後はもう定期的にというのはなかなかされないというところもあります。1次産業の振興を図るためにこういうことをやっているようですとか、また、今少しですが、農産品のほうは下がってきているような部分もありますし、そういうところも含めて、こういうためにこの施設があって、こういう活動をしているよということを、定期的に市民の方に広報とば等で出していくのがいいのかなと思っておりますので、また中で検討させていただいて、進めさせていただきたいと思います。

〇浜口一利委員長 河村委員。

〇河村 孝委員 引き続きよろしくお願いします。

○浜口一利委員長 関連で、もうよろしいですね。

それでは、次に、議案第64号、指定管理者の指定について(答志コミュニティアリーナ)です。担当課の 説明を求めます。

生涯学習課長。

以上です。

○岡本生涯学習課長 生涯学習課の岡本です。よろしくお願いします。

それでは、議案第64号、指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

提出議案の23ページをお願いいたします。

本議案につきましては、令和4年4月1日からの答志コミュニティアリーナの運営管理に関しまして、指定管理制度を活用いたしたく、指定管理者の候補者を選定しましたことから地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することにつきまして、同条第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

繰り返しになりますけれども、管理を行わせる公の施設の名称は、答志コミュニティアリーナで、指定管理 者は、鳥羽市答志町943番地、島の旅社推進協議会、会長、濱口博。 指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

答志コミュニティアリーナの指定管理につきましては、平成24年度から島の旅社推進協議会を選定させて いただきまして、市議会にて指定についてもお認めいただいております。

令和4年3月31日をもって協定期間が満了となるため、次の3年間の指定管理につきまして、引き続きご 承認をいただきたく、ご提案をさせていただくものです。

当協議会につきましては、施設管理のほか、本アリーナを拠点に体験事業を実施するなど、施設を効果的な活用をしていただいております。今までに培ってきた経験と実績が豊富な候補者であることを申し添えさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇浜ロー利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第64号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですね。

(「1点だけ、お伺いします」の声あり)

- **〇河村 孝委員** ほかの指定管理は5年なんですけれども、ここは3年というところにした理由を教えていただけますか。
- 〇浜口一利委員長 生涯学習課長。
- ○岡本生涯学習課長 このコミュニティアリーナは、利用頻度がすごく高くて、必要な経費、例えば施設内の修繕も把握、その場所を修繕せないかんとか、やはりそういうふうな把握が必要で、計画的な修繕もしていかないかんのかなということで、なるべく比較的短いスパンでそれが判断できるように、指定管理の協定期間というのを一応掲げております。

以上です。

〇河村 孝委員 はい、よく分かりました。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんね。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩いたします。 入替え次第、すぐ行います。

(午前11時44分 休憩)

(午前11時46分 再開)

- **〇浜ロー利委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
 - 議案第65号、定住自立圏形成協定の変更について、担当課の説明を求めます。

企画財政課副参事。

○斎藤副参事 企画財政課副参事、斎藤です。よろしくお願いいたします。

議案第65号、定住自立圏形成協定の変更についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、伊勢志摩圏域における2次救急医療体制の維持及び消費生活相談体制の強化を図るため、伊勢市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更いたしたく、本提案とするものでございます。

議案書は24ページになります。

鳥羽市は、伊勢市との間に定住自立圏の形成に関する協定を締結しております。今回は、この協定の中の連携に関する具体的事項の一部を追加及び修正をする形で変更したいというものでございます。

まず、鳥羽市において救急医療体制の確保を図るため、病院群輪番制の運営に必要な経費を負担し、定住自立圏域での休日・夜間の2次救急医療体制を維持していこうというものでございます。

25ページのほうをご覧ください。

こちらの上の表のほうになりますが、左側は取組内容となっております。内容として、救急医療体制を確保するため、休日・夜間の2次救急医療体制を維持するとともに、適正な医療受診に係る啓発を行うということになっております。

真ん中のところが伊勢市のほうの役割になります。ここは、病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、鳥羽市と連携し、住民への啓発等を行うということです。

右側ですが、連携する市、鳥羽市の役割にございます。鳥羽市においては、病院群輪番制の運営に必要な経費を負担するとともに、伊勢市と連携し、住民等への啓発を行うこととしており、協定内容にこの表を追加いたします。

次に、商工の振興の部ですが、伊勢志摩地域産業活性化協議会において、企業立地の促進の取引を行ってきましたが、法改正に伴い同協議会は解散となりました。引き続き企業立地の促進の取組を行うため、企業立地の推進に係る内容を現在の体制に即したものにするものでございます。

次に、消費生活相談支援の強化ですが、定住自立圏域内の市町が広域で、消費生活相談員による相談体制を整備することが住民サービスの向上につながるため、既に伊勢市に設置されている消費生活センターを広域化するものでございます。

こちらは下の表をご覧ください。

左側が施策でございます。ここには、消費生活相談体制の強化、左から2番目が取組内容でございます。内容としては、消費生活センターを維持運営し、消費者のトラブルの早期解決、未然防止を図るです。

3番目が、伊勢市の役割になります。ここは、伊勢市消費生活相談センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、鳥羽市と連携し、消費生活に係る啓発、情報発信を行うということになっております。

一番右側が、鳥羽市の役割になります。鳥羽市においては、運営に必要な経費を負担するとともに、伊勢市と連携し、消費生活に係る啓発、情報発信を行うこととしており、協定内容にこの表を追加いたします。

以上が定住自立圏形成協定の変更についての内容になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第65号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 少しちょっと詳しく教えていただきたいんですけれども、この定住自立圏の形成に関する協定

の中の病院群輪番制があります。病院群輪番制もまずそもそもどんな感じなのかというのと、経費を今度負担 するに至った経緯と、それから、今まではどうであったかというのが分かれば、もう少しお願いします。

〇浜口一利委員長 中村係長。

〇中村係長 健康係、中村です。よろしくお願いします。

病院群輪番制のこの意味なんですけれども、まず、救急搬送、救急外来を引き受けていただく2次医療機関なので、鳥羽市で、伊勢志摩管内でいくとこの2つの病院があるんですが、日赤さんと伊勢病院さんの病院になりまして、それが当番制で交互に今救急を受け入れていただくという病院のことを病院群輪番制とここではさせております。

もう一つ、いきさつというか経緯でございますけれども、平成31年2月に伊勢市さんのほうから鳥羽市のほうにお話がございまして、これまで鳥羽市及び志摩市なんですけれども、救急搬送を受け入れていただいているんですけれども、特段、負担金というのは特にしてはございませんでした。ただ、伊勢市プラスあと度会郡の4町さんにつきましては、ずっとこれまでかねてから負担しておりまして、伊勢市さんなんかからも鳥羽市、志摩市さんも住民をそれ相応に受け入れているものですから、その相応分の負担をしていただけないかという話がその当時ございまして、またさらに、その後ちょっと日は空くんですけれども、昨年10月に再度また伊勢市さん職員がお見えになって、何とかそういう定住自立圏に加入した上での負担金のほうをお支払いいただけないかという話がございましたので、今回このような話になっております。

以上です。

〇浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

これ負担をして、サービスが低下するということはないかと思うんです。より今まで以上に体制を強化して、 しっかりとやっていくということだと思いますので、それがいい方向でしっかりとやっていただくということ で、認識でよろしいんでしょうかね。

はい、ありがとうございます。

〇浜ロー利委員長 他にございませんか、関連でもよろしいんで。

輪番制についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 他にございませんか。

それでは、以上で付託された議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜ロー利委員長 それでは、ないようですので説明員入室のため暫時休憩いたします。

入替え次第、すぐ採決を行います。

(午前11時54分 休憩)

(午後 0時05分 再開)

〇浜ロー利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第53号、鳥羽市犯罪被害者等支援条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を お願いします。

(起 立 全 員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第53号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第54号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決すること に賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇浜ロー利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第54号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第55号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり可 決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇浜ロー利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第55号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第56号、鳥羽市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決する ことに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第56号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第57号、鳥羽市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第57号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第58号、鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第58号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第59号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を お願いします。 (起 立 多 数)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第59号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第60号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原案どおり可決することに 賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第60号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第61号、指定管理者の指定について(答志コミュニティセンター)です。原案どおり可決する ことに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇浜ロー利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第61号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第62号、指定管理者の指定について(答志和具コミュニティセンター)です。原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

〇浜ロー利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第62号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第63号、指定管理者の指定について(鳥羽市農水産物直売所)です。原案どおり可決すること に賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第63号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第64号、指定管理者の指定について(答志コミュニティアリーナ)、原案どおり可決すること に賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第64号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第65号、定住自立圏形成協定の変更について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお 願いします。

(起 立 全 員)

〇浜ロー利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第65号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお

願いをします。

これをもちまして行政常任委員会を散会をいたします。 ありがとうございました

(午後 0時10分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年3月11日

行政常任委員長 浜 口 一 利